# 平成２６年度　東京都計画に関する事後評価

令和５年１月

東京都

## 個票　1

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 在宅歯科医療推進事業 | 総事業費（単位：千円） | 6,940 |
| 事業の区分 | Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業 | | |
| 事業の対象となる区域 | 東京都全域 | | |
| 事業の実施主体 | 東京都（東京都歯科医師会に委託） | | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 今後、増加が見込まれる在宅療養者等に対して、適切な在宅歯科医療が提供できるよう、地域における多職種連携の取組を推進していく必要がある。<br><br>アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所数　848か所（R2.1.1）→増加 | | |
| 事業の期間 | 令和３年４月１日～令和４年３月３１日 | | |
| 事業の内容 | 介護支援専門員や訪問看護師など在宅療養を支える多職種に対し、歯科に関する知識の普及や歯科支援の重要性などの理解を促進する。<br>１　講習会の開催<br>２　チェックシートの配布　等 | | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 講習会の実施　４回／年度<br>チェックシートの配布　40,000部 | | |
| アウトプット指標（達成値） | 講習会の実施　３回／年度<br>チェックシートの配布　0部 | | |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所数　848か所（R2.1.1）→668か所（R4.1.1） | | |
| | （1）事業の有効性<br>　在宅療養を支える多職種に歯科支援の大切さを普及啓発することにより、歯科と多職種との連携が促進された。<br>（2）事業の効率性<br>　圏域ごとに講習会を開催することで、地域の歯科医療従事者と介護支援専門員や訪問看護師などの多職種間の連携が図られた。 | | |
| その他 | 在宅療養支援歯科診療所数の減少については、施設基準制度の変更により、過去申請していた医療機関が再度申請をする必要あったことに伴い、一時的に減少している。 | | |

個票　2

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 区市町村在宅療養推進事業 | 総事業費（単位：千円） | 496,000 |
| 事業の区分 | Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業 | | |
| 事業の対象となる区域 | 東京都全域 | | |
| 事業の実施主体 | 区市町村 | | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 高齢者人口の割合は今後上昇を続け、令和7年には、およそ４人に１人が６５歳以上の高齢者となる。<br>高齢で医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で、安心して療養生活を送れる体制を実現するため、医療と介護の連携を推進していくことが必要 | | |
| 事業の期間 | 令和３年４月１日～令和４年３月31日 | | |
| 事業の内容 | 医療面における支援体制を整備するために、区市町村が実施する以下の取組について支援を行う。<br>（1）在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組への支援<br>地域支援事業（ア）～（ク）に該当しない取組や先駆的な取組について、区市町村が実施する独自の取組について支援する。<br>（2）切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有に対する支援<br>　在宅医療・介護連携推進事業（ウ）及び（エ）に関する地域支援事業交付金対象外経費について、区市町村の取組を支援する。<br>（3）小児等在宅医療の推進<br>関係各部署、関係職種及び関係機関と連携し、地域の実情に応じて小児等在宅医療の提供体制を整備する。 | | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 事業実施62区市町村 | | |
| アウトプット指標（達成値） | 事業実施38区市町村 | | |
| 事業の有効性・効率性 | 区市町村在宅療養推進事業は、在宅療養の推進に向け、区市町村が地域の実情に応じて実施する取組を支援することで、地域における在宅療養体制の構築を図ることができる。 | | |
| その他 | | | |

## 個票　3

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 精神障害者早期退院支援事業 | 総事業費（単位：千円） | 8,616 |
| 事業の区分 | Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業 | | |
| 事業の対象となる区域 | 都全域 | | |
| 事業の実施主体 | 東京都 | | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 平成２６年４月から改正精神保健福祉法が施行され、医療保護入院者の退院促進に関する措置として、患者本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう、精神科病院の管理者に、①退院後生活環境相談員の選任、②地域援助事業者との連携、③医療保護入院者退院支援委員会の開催等が義務付けられた。<br>そのため、病院における、退院支援委員会に地域援助事業者を出席させる体制の整備が必要。 | | |
| 事業の期間 | 令和３年４月１日～令和４年３月３１日 | | |
| 事業の内容 | 医療保護入院者へ地域援助事業者を紹介し本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対する支援を行う。<br>①地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整経費等<br>②退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務費等補助<br><br>アウトカム指標：８７．５％（Ｈ２７末）→　９０％以上（Ｒ５末） | | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 地域援助事業者が退院支援委員会に参加した回数　２万回以上 | | |
| アウトプット指標（達成値） | 地域援助事業者が退院支援委員会に参加した回数 | | |
| 事業の有効性・効率性 | 医療保護入院患者退院支援委員会等により地域援助事業者等が参加した際の費用や医療機関の事務手数料を補助することにより、地域援助事業者等が退院支援委員会等に参加する機会が増え、医療と福祉の関係者の連携が強化され、精神障害者の早期退院の支援につながる。 | | |
| その他 | より多くの病院に活用してもらうため、令和５年度においても医療機関に対して積極的に周知を行う。 | | |

## 個票　4

| | | |
|---|---|---|
| 事業名 | 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 | 総事業費（単位：26,400千円） |
| 事業の区分 | Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業の対象となる区域 | 東京都全域 | |
| 事業の実施主体 | 訪問看護ステーション | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 今後、増加が見込まれる在宅療養者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅療養に係るサービス提供体制の強化が必要。<br><br>アウトカム指標：訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業実施事業所数　129事業所（R元年度末）→178事業所（R3年度末） | |
| 事業の期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 | |
| 事業の内容 | 訪問看護ステーションの労働環境の改善を図るため、訪問看護ステーションが事務職員を雇用し、看護職員の事務負担を軽減することで、看護職員が専門業務に注力することができる環境を整備する場合に、新たな事務職員の雇用に係る経費を補助する。 | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 事務職員を新たに配置する訪問看護ステーション数34か所 | |
| アウトプット指標（達成値） | 事務職員を新たに配置する訪問看護ステーション数34か所（令和2年度新規配置8か所を含む）<br>→専門業務に注力できる環境の整備 | |
| 事業の有効性・効率性 | （1）事業の有効性<br>事務職員を配置することで、看護職員の事務負担が軽減され、看護職が専門業務に注力できる環境の整備につながった。<br><br>（2）事業の効率性<br>機会をとらえ積極的に事業の周知を図った。 | |
| その他 | | |

## 個票　5

| | | |
|---|---|---|
| 事業名 | 訪問看護師オンデマンド研修事業 | 総事業費（単位：9,824千円） |
| 事業の区分 | Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業の対象となる区域 | 東京都全域 | |
| 事業の実施主体 | 訪問看護ステーション | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 今後、増加が見込まれる在宅療養者等に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅療養に係るサービス提供体制の強化が必要<br><br>アウトカム指標：訪問看護師オンデマンド研修項目数　10項目（R元年度末）→22項目（R3年度末） | |
| 事業の期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 | |
| 事業の内容 | 訪問看護師の復職等を支援するため、eラーニングや託児サービス付き勉強会の開催等により、育児や家族の介護等をしながらでもスキルアップできる環境を整備する。 | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 育児・介護中等看護職が所属する訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録数 | |
| アウトプット指標（達成値） | 育児・介護中等看護職が所属する訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録数　102事業所188名 | |
| 事業の有効性・効率性 | （1）事業の有効性<br>出産・育児・介護等があってもスキルアップできる環境整備を行うことで、質の高い訪問看護人材の育成・定着を図ることにつながった。 | |
| | （2）事業の効率性<br>機会をとらえ積極的に事業の周知を図った。 | |
| その他 | | |

## 個票　6

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 救急医療機関勤務医師確保事業 | 総事業費（単位：千円） | 603,336 |
| 事業の区分 | Ⅳ　医療従事者の確保に関する事業 | | |
| 事業の対象となる区域 | 東京都全域 | | |
| 事業の実施主体 | 東京都 | | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 救急患者搬送数は、平成13年から令和２年にかけ5万9千人増加したが、（56万7千人→62万6千人）、一方で、救急患者を受け入れる救急告示医療機関は、平成13年から令和２年にかけ68施設減少した（384施設→316施設）。救急告示医療機関の減少及び救急搬送需要増加に対応するため、安定的な救急医療体制の確保が必要である。<br><br>アウトカム指標：救急告示医療機関（令和3年8月1日現在）　316施設 →維持 | | |
| 事業の期間 | 令和３年４月１日　～　令和４年３月３１日 | | |
| 事業の内容 | 医療機関が休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対し、救急勤務医手当を支給する場合、補助金を交付する。<br>【補助対象】　救急告示医療機関、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター<br>【基準単価】　休日昼間4,523円/回　毎日夜間6,220円/回<br>【補助率】2/3（独立行政法人、国立大学法人は1/3） | | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 救急医療を提供する医療機関が支給する救急勤務医手当に対して補助を行う（86施設8,979人分）。 | | |
| アウトプット指標（達成値） | 救急勤務医手当に対し補助を実施することで、救急医療を担う医師の処遇改善を図ることができた医療機関数：86医療機関 | | |
| 事業の有効性・効率性 | 救急医療を提供する医療機関が支給する救急勤務医手当に対し補助を実施することで、救急医療を担う医師の処遇改善を図ることができ、救急告示医療機関の確保に寄与する | | |
| その他 | | | |